

都市計画法に基づく開発許可制度に関する運用基準（該当部分抜粋）

新旧対照表

都市計画法 （運用基準 P. 115～132）

新	旧
都市計画法（抜粋） 発令　　：昭和 43 年 6 月 15 日 号外法律第 100 号 最終改正：令和 7 年 6 月 1 日 号外法律第 68 号 （削除）	都市計画法_____ 発令　：昭和 43 年 6 月 15 日 号外法律第 100 号 最終改正：令和 4 年 11 月 18 日 号外法律第 87 号 <u>第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）</u> <u>第 2 章 都市計画</u> <u>第 1 節 都市計画の内容（第 6 条の 2—第 14 条）</u> <u>第 2 節 都市計画の決定及び変更（第 15 条—第 28 条）</u> <u>第 3 章 都市計画制限等</u> <u>第 1 節 開発行為等の規制（第 29 条—第 51 条）</u> <u>第 1 節の 2 田園住居地域内における建築等の規制（第 52 条）</u> <u>第 1 節の 3 市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制（第 52 条の 2—第 52 条の 5）</u> <u>第 2 節 都市計画施設等の区域内における建築等の規制（第五十三条—第五十七条の六）</u> <u>第 3 節 風致地区内における建築等の規制（第五十八条）</u> <u>第 4 節 地区計画等の区域内における建築等の規制（第五十八条の二—第五十八条の四）</u> <u>第 5 節 遊休土地転換利用促進地区内における土地利用に関する措置等（第五十八条の五—第 58 条の十二）</u> <u>第 4 章 都市計画事業</u>

第三十三条 一～六（省略） 七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が次の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下欄に掲げる基準に適合していること。	<u>第一節 都市計画事業の認可等（第五十九条―第六十四条）</u> <u>第二節 都市計画事業の施行（第六十五条―第七十五条）</u> <u>第五章 都市施設等整備協定（第七十五条の二―第七十五条の四）</u> <u>第六章 都市計画協力団体（第七十五条の五―第七十五条の十）</u> <u>第七章 社会資本整備審議会の調査審議等及び都道府県都市計画審議会等（第七十六条―第七十八条）</u> <u>第八章 雑則（第七十九条―第八十八条の二）</u> <u>第九章 罰則（第八十九条―第九十八条）</u> <u>附則</u> <u>第一章 総則</u> 第三十三条 一～六（省略） 七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が次の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下欄に掲げる基準に適合していること。
---	--

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十条第一項の宅地造成等工事規制区域	開発行為に関する工事	宅地造成及び特定盛土等規制法第十三条の規定に適合するものであること。
宅地造成及び特定盛土等規制法第二十六条第一項の特定盛土等規制区域	開発行為（宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第一項の政令で定める規模（同法第三十二条の条例が定められているときは、当該条例で定める規模）のものに限る。）に関する工事	宅地造成及び特定盛土等規制法第三十一条の規定に適合するものであること。
津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第一項に規定する特定開発行為（同条第四項各号に掲げる行為を除く。）に関する工事	津波防災地域づくりに関する法律第七十五条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。

八～十一（省略）

十二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの並びに当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第三条第一項の宅地造成工事規制区域	開発行為に関する工事	宅地造成等規制法第九条の規定に適合するものであること。
津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第一項に規定する特定開発行為（同条第四項各号に掲げる行為を除く。）に関する工事	津波防災地域づくりに関する法律第七十五条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。

八～十一（省略）

十二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為_____又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為_____の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被

被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。) 以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。

十三 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 (当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。) 又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為 (当該開発行為 に関する工事が当該許可を要するもの並びに当該開発行為 の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。) 以外の開発行為にあつては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

(削除)

(削除)

害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。) 以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。

十三 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 _____ 又は _____ 住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為 (当該開発行為 _____ の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。) 以外の開発行為にあつては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

第四十九条 削除〔平成一一年七月法律八七号〕

(開発許可の特例)

第七十五条の四 都道府県又は市町村は、都市施設等整備協定に第七十五条の二第一項第四号イに掲げる事項として施設整備予定者が行う開発行為 (第二十九条第一項各号に掲げるものを除き、第三十二条第一項の同意又は同条第二項の規定による協議を要する場合にあつては、当該同意が得られ、又は当該協議が行われているものに限る。) に関する事項を定めようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、第二十九条第一項の許可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。

2 前項の規定による同意を得た事項が定められた都市施設等整備協定が

(開発審査会) 第七十八条 1～2 (省略) 3 委員は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関し<u>優れた</u>経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事又は指定都市等の長が任命する。 4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。 一 破産者で復権を得ない者 二 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 5～8 (省略) (削除) (削除)	<u>第七十五条の二第二項の規定により公告されたときは、当該公告の日に当該事項に係る施設整備予定者に対する第二十九条第一項の許可があつたものとみなす。</u> (開発審査会) 第七十八条 1～2 (省略) 3 委員は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関し<u>すぐ</u><u>れた</u>経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事又は指定都市等の長が任命する。 4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。 一 破産者で復権を得ない者 二 <u>禁錮</u>(こ)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 5～8 (省略) <u>(国の補助)</u> <u>第八十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、重要な都市計画又は都市計画事業に要する費用の一部を補助することができる。</u> <u>(土地基金)</u> <u>第八十四条 都道府県又は市は、第五十六条及び第五十七条の規定による土地の買取りを行うほか、都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内の土地、都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)第一条第一項各号に掲げる土地その他政令で定める土地の買取りを行うため、地方自治法第二百四十一条の基金として、土地基金を設け</u>
---	---

	ることができる。 <u>2 国は、前項の規定による土地基金の財源を確保するため、都道府県又は市に対し、必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。</u>
(削除)	<u>(税制上の措置等)</u> <u>第八十五条 国又は地方公共団体は、都市計画の適切な遂行を図るため、市街化区域内の土地について、その有効な利用の促進及びその投機的取引の抑制に関し、税制上の措置その他の適切な措置を講ずるものとする。</u> <u>(国土交通大臣の権限の委任)</u>
(削除)	<u>第八十五条の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。</u>
(削除)	<u>(指定都市の特例)</u> <u>第八十七条 国土交通大臣又は都道府県は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び次条において単に「指定都市」という。）の区域を含む都市計画区域に係る都市計画を決定し、又は変更しようとするときは、当該指定都市の長と協議するものとする。</u>
(削除)	<u>第八十七条の二 指定都市の区域においては、第十五条第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる都市計画（同項第一号に掲げる都市計画にあつては一の指定都市の区域の内外にわたり指定されている都市計画区域に係るものを除き、同項第五号に掲げる都市計画にあつては一の指定都市の区域を超えて特に広域の見地から決定すべき都市施設として政令で定めるものに関するものを除く。）は、指定都市が定める。</u>

	<u>2 指定都市の区域における第六条の二第三項及び第七条の二第二項の規定の適用については、これらの規定中「定められる」とあるのは、「指定都市が定める」とする。</u> <u>3 指定都市（その区域の内外にわたり都市計画区域が指定されているものを除く。）に対する第十八条の二第一項の規定の適用については、同項中「ものとする」とあるのは、「ことができる」とする。</u> <u>4 指定都市が第一項の規定により第十八条第三項に規定する都市計画を定めようとする場合における第十九条第三項（第二十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、第十九条第三項中「都道府県知事に協議しなければ」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければ」とし、同条第四項及び第五項の規定は、適用しない。</u> <u>5 国土交通大臣は、国の利害との調整を図る観点から、前項の規定により読み替えて適用される第十九条第三項の協議を行うものとする。</u> <u>6 第四項の規定により読み替えて適用される第十九条第三項の規定により指定都市が国土交通大臣に協議しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見を聴き、協議書にその意見を添えて行わなければならない。</u> <u>7 都道府県知事は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点から、前項の意見の申出を行うものとする。</u> <u>8 都道府県知事は、第六項の意見の申出を行うに当たり必要があると認めるときは、関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。</u> <u>9 指定都市が、二以上の都府県の区域にわたる都市計画区域に係る第一項の都市計画を定める場合においては、前三項の規定は、適用しない。</u> <u>10 指定都市の区域における第二十三条第一項の規定の適用について</u>
--	---

(削除)	は、同項中「都道府県」とあるのは、「都道府県若しくは指定都市」とする。 <u>1 1 指定都市に対する第七十七条の二第一項の規定の適用については、同項中「置くことができる」とあるのは、「置く」とする。</u> <u>(都の特例)</u> <u>第八十七条の三 特別区の存する区域においては、第十五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち政令で定めるものは、都が定める。</u> <u>2 前項の規定により都が定める都市計画に係る第二章第二節（第二十六条第一項及び第三項並びに第二十七条第二項を除く。）の規定による市町村の事務は、都が処理する。この場合においては、これらの規定中市町村に関する規定は、都に関する規定として都に適用があるものとする。</u>
(削除)	<u>(事務の区分)</u> <u>第八十七条の四 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、第一号法定受託事務とする。</u> <u>一 第二十条第二項（国土交通大臣から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限り、第二十一条第二項において準用する場合を含む。第三号において同じ。）、第二十二条第二項、第二十四条第一項前段及び第五項並びに第六十五条第一項（国土交通大臣が第五十九条第一項若しくは第二項の認可又は同条第三項の承認をした都市計画事業について許可をする事務に係る部分に限る。次号において同じ。）の規定により都道府県が処理することとされている事務</u> <u>二 第六十五条第一項の規定により市が処理することとされている事務</u> <u>三 第二十条第二項及び第六十二条第二項（国土交通大臣から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限り、第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理すること</u>

	<u>とされている事務</u> <u>2 第二十条第二項（都道府県から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限り、第二十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十二条第二項（都道府県知事から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限り、第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。</u>
(削除)	<u>（政令への委任）</u> <u>第八十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。</u>
(削除)	<u>（経過措置）</u> <u>第八十八条の二 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。</u>
(削除)	<u>第九章 罰則</u> <u>第八十九条 第五十九条第四項の規定により認可を受けて都市計画事業を施行する者（以下「特別施行者」という。）又は特別施行者である法人の役員若しくは職員が、当該都市計画事業に係る職務に関し、賄賂（ろ）を収受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。</u> <u>2 特別施行者又は特別施行者である法人の役員若しくは職員であつた者</u>

(削除) 第九十一条 第八十一条第一項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市長の命令に違反した者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>又は五十万円以下の罰金に処する。	<u>が、その在職中に請託を受けて当該都市計画事業に係る職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことにつき賄賂（ろ）を収受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。</u> <u>3 特別施行者又は特別施行者である法人の役員若しくは職員が、当該都市計画事業に係る職務に関し、請託を受けて第三者に賄賂（ろ）を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。</u> <u>4 犯人又は情を知つた第三者の収受した賄賂（ろ）は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。</u> <u>第九十条 前条第一項から第三項までに規定するわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。</u> 第九十一条 第八十一条第一項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市長の命令に違反した者は、一年以下の<u>懲役</u>又は五十万円以下の罰金に処する。
--	---

都市計画法に基づく開発許可制度に関する運用基準（該当部分抜粋）

新旧対照表

都市計画法施行令（運用基準 P. 133～150）

新	旧
都市計画法施行令（抜粋） 発 令：昭和44年6月13日政令第158号 最終改正：令和 6年 4月 1日政令第304号 （削除）	都市計画法施行令_____ 発令：昭和44年6月13日政令第158号 最終改正：令和4年2月2日政令第37号 <u>内閣は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百</u> <u>一号）の規定に基づき、この政令を制定する。</u> <u>第一章 総則（第一条―第二条）</u> <u>第二章 都市計画</u> <u>第一節 都市計画の内容（第三条―第八条）</u> <u>第二節 都市計画の決定等（第九条―第十八条）</u> <u>第三章 都市計画制限等</u> <u>第一節 開発行為等の規制（第十九条―第三十六条の二）</u> <u>第一節の二 田園住居地域内における建築等の規制（第三十六条の三―第</u> <u>三十六条の七）</u> <u>第一節の三 市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制</u> <u>（第三十六条の八・第</u> <u>三十六条の九）</u> <u>第二節 都市計画施設等の区域内における建築等の規制（第三十七条―第</u> <u>三十八条の三）</u> <u>第三節 地区計画の区域内における建築等の規制（第三十八条の四―第三</u>

第一条 一～二（省略） 三 危険物（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十六条第一項の表の危険物品の種類の欄に掲げる危険物をいう。）の貯蔵又は処理に供する工作物（石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第五条第二項第二号に規定する事業用施設に該当するもの、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第八号に規定する保管施設又は同項第八号の二に規定する船舶役務用施設に該当するもの、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第二号ホに規定する補給施設に該当するもの、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による公共の用に供する飛行場に建設される航空機給油施設に該当するもの、電気事業法（昭和三十一年法律第百七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業（同項第二号に規定する小売電気事業及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業を除く。）の用に供する同項第十八号に規定する電気工作物に該当するもの及びガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物（同条第二項に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。）に該当するものを除く。）	<u>十八条の七）</u> <u>第四節 遊休土地転換利用促進地区内における土地利用に関する措置等</u> <u>（第三十八条の八一第</u> <u>三十八条の十）</u> <u>第四章 都市計画事業（第三十九条・第四十条）</u> <u>第五章 雑則（第四十一条―第四十六条）</u> <u>附則</u> <u>第一章 総則</u> 第一条 一～二（省略） 三 危険物（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十六条第一項の表の危険物品の種類の欄に掲げる危険物をいう。）の貯蔵又は処理に供する工作物（石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第五条第二項第二号に規定する事業用施設に該当するもの、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第八号に規定する保管施設又は同項第八号の二に規定する船舶役務用施設に該当するもの、漁港____漁場__整備_____法__（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第二号ホに規定する補給施設に該当するもの、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による公共の用に供する飛行場に建設される航空機給油施設に該当するもの、電気事業法（昭和三十一年法律第百七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業（同項第二号に規定する小売電気事業及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業を除く。）の用に供する同項第十八号に規定する電気工作物に該当するもの及びガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物（同条第二項に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。）に該当するものを除く。）
---	---

四～六（省略） 七 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設である建築物又は漁港及び漁場の整備等に関する法律第三条に規定する漁港施設である建築物 第二十一条 一～二十六（省略） 二十七 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）第十六条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物 二十八～三十一（省略）	四～六（省略） 七 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設である建築物又は漁港____漁場__整備_____法__第三条に規定する漁港施設である建築物 第二十一条 一～二十六（省略） 二十七 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）第十六条第一____号に掲げる業務の用に供する施設である建築物 二十八～三十一（省略）
--	---

都市計画法に基づく開発許可制度に関する運用基準（該当部分抜粋）

新旧対照表

都市計画法施行規則（運用基準 P. 151～169）

新	旧
都市計画法施行規則（抜粋） 発 令：昭和44年8月25日号外建設省令第49号 最終改正：令和 6年11月8日国土交通省令第97号 （削除）	都市計画法施行規則_____ 発令：昭和44年8月25日号外建設省令第49号 最終改正：令和4年11月14日国土交通省令第80号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十 八号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設 省令第四十二号）の全部を改正する省令を次のように定める。 第一章 総則（第一条―第六条の四） 第二章 都市計画 第一節 都市計画の内容（第七条―第九条） 第二節 都市計画の決定等（第十条―第十四条） 第三章 都市計画制限等 第一節 開発行為等の規制（第十五条―第三十八条の二） 第一節の二 田園住居地域内における建築等の規制（第三十八条の二の二・第三十八条の二の三） 第一節の三 市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制（第三十八条の二の四―第三十八条の五） 第二節 都市計画施設等の区域内における建築の規制（第三十九条―第四

(削除)	<u>十三条の六)</u> <u>第三節 地区計画の区域内における建築等の規制 (第四十三条の七一第四</u> <u>十三条の十一)</u> <u>第四節 遊休土地転換利用促進地区内における土地利用に関する措置等</u> <u>(第四十三条の十</u> <u>一・第四十三条の十二)</u> <u>第四章 都市計画事業 (第四十四条一第五十七条)</u> <u>第五章 都市施設等整備協定 (第五十七条の二一第五十七条の五)</u> <u>第六章 都市計画協力団体 (第五十七条の六・第五十七条の七)</u> <u>第七章 雑則 (第五十八条一第六十条)</u> <u>附則</u> <u>注 目次中「(第四十三条の十一・第四十三条の十二)」とあるのは「(第四</u> <u>十三条</u> <u>の十二・第四十三条の十三)」に改めるべきの整理洩れか。</u> <u>(都市計画の図書)</u> <u>第九条 法第十四条第一項の総括図は、次の各号に掲げる都市計画につい</u> <u>て、それぞれ当該各号に定める事項を表示した縮尺二万五千分の一以上の</u> <u>地形図とするものとする。この場合において、法第十五条第一項第二号及</u> <u>び第四号に掲げる都市計画並びに同項第五号に掲げる地域地区に関する</u> <u>都市計画は、一葉の図面に表示するものとし、同項第五号に掲げる都市施</u> <u>設に関する都市計画並びに同項第六号及び第七号に掲げる都市計画は、で</u> <u>きる限り一葉の図面に表示するものとする。</u> <u>一 区域区分に関する都市計画 おおむねの区域</u> <u>二 地域地区に関する都市計画 十ヘクタール未満の地域地区にあつて</u> <u>はおおむねの位置、十ヘクタール以上の地域地区にあつてはおおむねの区</u> <u>域</u>
-------------	--

(削除)	<u>を含む。)の協議の申出は、協議書及び当該都市計画の案を提出して行うものとする。</u> <u>2 前項の協議書には、都市計画の策定の経緯の概要を示す書面を添附しなければならない。</u> <u>(令第十三条の表の国土交通省令で定める区域)</u> <u>第十一条の二 令第十三条の表の地区計画(市街化調整区域内において定めるものを除く。)の項、防災街区整備地区計画の項、歴史的風致維持向上地区計画の項及び沿道地区計画の項の下欄に規定する国土交通省令で定める区域は、次に掲げる区域又は施行区域とする。</u> <u>一 都市計画施設(令第九条第二項第二号から第四号まで、第六号(排水管、排水渠きよその他の排水施設の部分を除く。)、第八号及び第九号に掲げる都市施設に係るものに限る。)の区域</u> <u>二 市街地開発事業の施行区域(都道府県が定めた市街地開発事業に関する都市計画に係るものに限る。)</u> <u>三 市街地開発事業等予定区域の区域(都道府県が定めた市街地開発事業等予定区域に関する都市計画に係るものに限る。)</u>
(削除)	<u>(都市計画の図書の縦覧についての公告)</u> <u>第十二条 都道府県知事又は市町村長は、都市計画を決定し、若しくは変更した旨の告示をしたとき又は法第二十条第一項(法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により図書の送付を受けたときは、直ちに、法第十四条第一項の図書又はその写しを公衆の縦覧に供するとともに、縦覧場所を公報その他所定の手段により公告しなければならない。</u>
(削除)	<u>(都市計画の軽易な変更)</u> <u>第十三条 令第十四条第二号の国土交通省令で定めるものは、次の各号に</u>

	<u>掲げる都市計画について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</u> <u>一 区域区分に関する都市計画 区域区分のための土地の境界とされている鉄道その他の施設又は河川、崖その他の地形若しくは地物の位置の変更（水面の埋立てによる湖岸又は海岸の位置の変更を除く。）に伴う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が四ヘクタール未満であるもの</u> <u>二 地域地区（法第八条第一項第四号の二に掲げる地区及び同項第九号に掲げる地区のうち港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項の国際戦略港湾又は国際拠点港湾に係るものに限る。）に関する都市計画次に掲げる変更に伴う位置、区域又は面積の変更</u> <u>イ 区域の境界とされている道路、鉄道、空港、公園、緑地又は河川の位置の変更で、それぞれ、次号から第七号までに掲げる区域の変更に相当するもの</u> <u>ロ 区域の境界とされている自動車ターミナルの位置の変更で、区域の変更（当該変更に係る部分の面積の合計が二千平方メートル未満であり、かつ、変更前の面積の二十パーセント未満であるものに限る。）であるもの</u> <u>ハ 区域の境界とされている墓園の位置の変更で、区域の変更（面積の変更を伴わない区域の変更、面積の拡張に伴う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が変更前の面積の二十パーセント未満であるもの及び区域の境界の整正を行う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が二千五百平方メートル未満であり、かつ、変更前の面積の十パーセント未満であるものに限る。）であるもの</u> <u>ニ 区域の境界とされている下水道の位置の変更で、区域の変更（道路の区域内の下水管渠きよの区域の変更及び処理施設又はポンプ施設の区域の変更（当該変更に係る部分の面積の合計が二千平方メートル未満であり、かつ、変更前の面積の二十パーセント未満であるものに限る。）であるものに限る。）であるもの</u>
--	--

	<u>ホ 区域の境界とされている崖その他の地形又は地物の位置の変更(水面の埋立てによる湖岸又は海岸の位置の変更を除く。)</u> <u>三 道路に関する都市計画 次に掲げる位置又は区域の変更。ただし、伊及びロに掲げるものにあつては、当該変更に係る区間内に交通広場又は他の道路若しくは鉄道と立体で交差する箇所を含むものを除く。</u> <u>イ 線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの(起点又は終点の変更を伴うものにあつては、変更前の起点又は終点において道路が同一平面で四以上交会するもの及び起点又は終点の移動距離が百メートル以上であるものを除く。)</u> <u>ロ 拡幅による位置又は区域の変更で、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの</u> <u>ハ イ又はロに掲げる変更に伴う他の道路の起点又は終点の変更(起点又は終点の移動する距離が百メートル以上であるものを除く。)による当該他の道路の位置又は区域の変更</u> <u>二 道路を支える法面その他の構造物の形状の変更による位置又は区域の変更</u> <u>ホ 他の道路の廃止又は位置若しくは区域の変更に伴う隅切りの縮小又は廃止による位置又は区域の変更</u> <u>四 都市高速鉄道に関する都市計画</u> <u>イ 起点又は終点の変更を伴わない線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの(当該区間内に停車場又は車庫を含むものを除く。)</u> <u>ロ 停車場又は車庫の区域以外の区域における拡幅による位置又は区域の変更で、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの</u> <u>ハ 停車場又は車庫の位置又は区域の変更で、区域の境界の移動する距離</u>
--	--

(削除)	<u>が二十メートル未満であるもの</u> <u>五 空港に関する都市計画 位置、区域又は面積の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が四千平方メートル未満であり、かつ、変更前の面積の二十パーセント未満であるもの</u> <u>六 公園及び緑地に関する都市計画 次に掲げる位置、区域又は面積の変更。ただし、鉄道、道路又は河川が区域を分断することとなるものを除く。</u> <u>イ 面積の変更を伴わない位置又は区域の変更</u> <u>ロ 面積の拡張又はこれに伴う位置若しくは区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が変更前の面積の二十パーセント未満であるもの</u> <u>ハ 区域の境界の整正をするために行う位置、区域又は面積の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が二千五百平方メートル未満であり、かつ、変更前の面積の十パーセント未満であるもの</u> <u>七 河川に関する都市計画</u> <u>イ 起点又は終点の変更を伴わない線形の変更による位置又は区域の変更で、区域の境界の移動する距離が百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの</u> <u>ロ 拡幅による位置又は区域の変更で、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの</u> <u>八 一団地の官公庁施設に関する都市計画</u> <u>イ 位置、区域又は面積の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が四ヘクタール未満であり、かつ、変更前の面積の十パーセント未満であるもの</u> <u>ロ 公共施設、公益的施設又は建築物の配置の方針の変更で、公共施設又は公益的施設の規模の変更を伴わないもの</u> <u>第十三条の二 令第十四条第三号の国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる都市計画について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</u>
-------------	---

(削除)	一 <u>法第八条第一項第一号に掲げる地域に関する都市計画 位置、区域又は面積の変更で、区域区分の変更に伴い市街化区域から除外される土地の区域を当該地域の区域から除外したにとどまると認められるもの</u> 二 <u>道路に関する都市計画 前条第三号に掲げる位置又は区域の変更。ただし、当該変更に係る区間の道路の区域が国若しくは地方公共団体（当該変更をする市町村を除く。）が管理する他の道路又は当該他の道路以外の都市計画施設（当該変更をする市町村の都市計画において定められたものを除く。第四号において同じ。）の区域に接し、又は重複するものを除く。</u> 三 <u>都市高速鉄道に関する都市計画 前条第四号に掲げる位置又は区域の変更。ただし、当該変更に係る区間の都市高速鉄道の区域が当該都市高速鉄道以外の都市計画施設（当該変更をする市の都市計画において定められたものを除く。）の区域に接し、又は重複するものを除く。</u> 四 <u>公園及び緑地に関する都市計画 前条第六号に掲げる位置、区域又は面積の変更。ただし、当該変更に係る区域が他の都市計画施設の区域と重複するものを除く。</u> 五 <u>一団地の住宅施設に関する都市計画</u> イ <u>住宅の低層、中層又は高層別の予定戸数の変更で、当該変更による予定戸数の合計の変更が二百戸未満であり、かつ、変更前の予定戸数の合計の十パーセント未満であるもの</u> ロ <u>公共施設、公益的施設又は住宅の配置の方針の変更で、公共施設又は公益的施設の規模の変更を伴わないもの</u> <u>（まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体）</u> 第十三条の三 <u>法第二十一条の二第二項の国土交通省令で定める団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</u> 一 <u>次のいずれかに該当する団体であること。</u> イ <u>過去十年間に法第二十九条第一項の規定による許可を受けて開発行</u>
-------------	--

(削除)	<u>為（開発区域の面積が〇・五ヘクタール以上のものに限る。）を行つたことがあること。</u> <u>ロ 過去十年間に法第二十九条第一項第四号から第九号までに掲げる開発行為（開発区域の面積が〇・五ヘクタール以上のものに限る。）を行つたことがあること。</u> <u>二 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。</u> <u>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u> <u>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</u> <u>ハ 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。同法第三十二条の三第七項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</u> <u>ニ 精神の機能の障害により計画提案を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u> <u>（都市計画の決定等の提案）</u> <u>第十三条の四 法第二十一条の二第四項の規定により計画提案を行おうとする者（次項において「計画提案者」という。）は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを都道府県又は市町村に提出しなければならない。</u> <u>一 都市計画の素案</u>
-------------	--

	<u>二 法第二十一条の二第四項第二号の同意を得たことを証する書類</u> <u>三 計画提案を行うことができる者であることを証する書類</u> <u>2 計画提案者は、事業を行うため当該事業が行われる土地の区域について都市計画の決定又は変更を必要とするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、前項の提案書及び図書と併せて都道府県又は市町村に提出することができる。</u> <u>一 当該事業の着手の予定時期</u> <u>二 計画提案に係る都市計画の決定又は変更を希望する期限</u> <u>三 前号の期限を希望する理由</u> <u>3 前項第二号の期限は、計画提案に係る都市計画の素案の内容に応じて、当該都市計画の決定又は変更に要する期間を勘案して、相当なものではない。</u>
(削除)	<u>(令第十六条の二第二号の国土交通省令で定める土地の区域)</u> <u>第十三条の五 令第十六条の二第二号の国土交通省令で定める土地の区域は、森林法第三十条若しくは第三十条の二の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区又は同法第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区とする。</u> <u>(収用委員会に対する裁決申請書の様式)</u>
(削除)	<u>第十四条 令第十八条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第一とする。</u>
(開発許可の申請書の記載事項)	(開発許可の申請書の記載事項)
第十五条 法第三十条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次	第十五条 法第三十条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に

に掲げるもの（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び開発区域の面積が一ヘクタール以上のものを除く。）にあつては、第四号に掲げるものを除く。）とする。

（登録）

第十九条の二 前条第一号トの登録（以下単に「登録」という。）は、講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 登録を受けようとする者（以下この条において「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 講習事務を開始しようとする年月日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証明する書類

ロ 登録申請者の略歴を記載した書類

掲げるもの（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為_____又は_____住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（____開発_____区域の面積が一ヘクタール以上のものを除く。）にあつては、第四号に掲げるものを除く。）とする。

（新設）

<u>二 法人である場合においては、次に掲げる書類</u> <u>イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書</u> <u>ロ 申請に係る意思の決定を証する書類</u> <u>ハ 役員の氏名及び略歴を記載した書類</u> <u>三 登録申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面</u> <u>四 登録申請者の行う講習が第十九条の四第一項各号に掲げる登録要件に適合していることを証する書類</u> <u>五 その他参考となる事項を記載した書類</u> <u>(欠格条項)</u> <u>第十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</u> <u>一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</u> <u>二 第十九条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者</u> <u>三 法人であつて、講習事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの</u> <u>(登録要件等)</u> <u>第十九条の四 国土交通大臣は、第十九条の二の規定により登録を申請した者の行う講習が、次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。</u> <u>一 次に掲げる科目について行われるものであること。</u> <u>イ 土木工学に関する科目</u>	(新設) (新設)
--	-------------------------

<u>ロ 設計に関する科目</u> <u>ハ 法その他の宅地開発に係る法令に関する科目</u> <u>ニ 施設計画等に関する科目</u> <u>ホ 工事及び防災の計画に関する科目</u> <u>ヘ その他宅地開発に関する知識の習得に必要な科目</u> <u>二 次のいずれかに該当する者が講師として講習事務に従事し、その人数が二名以上であること。</u> <u>イ 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において土木工学、建築学その他の講習に関する科目を担当する教授、准教授、助教若しくは講師の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は土木工学、建築学その他の講習に関する科目の研究により修士の学位を授与された者</u> <u>ロ 国又は地方公共団体の職員又は職員であつた者で、講習に関する科目に係る専門的知識を有する者</u> <u>ハ 土木、建築その他の講習に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験のある者で、かつ、これらの分野について専門的知識を有する者</u> <u>ニ イからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有する者</u> <u>2 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。</u> <u>一 登録年月日及び登録番号</u> <u>二 登録講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者及び講習事務を行う役員の氏名</u> <u>三 講習事務を行う事務所の名称及び所在地</u> <u>四 講習事務を開始する年月日</u> <u>（登録の更新）</u> <u>第十九条の五 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間</u>	（新設）
--	-------------

の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(講習事務の実施に係る義務)

第十九条の六 登録講習機関は、公正に、かつ、第十九条の四第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

一 特定の者を差別的に取り扱わないこと。

二 講習は、講義及び考査により行うこと。

三 講義時間の合計は三十三時間以上とし、第十九条の四第一項第一号イからホまでに掲げる各科目の講義時間はそれぞれ三時間以上とすること。

四 講師の責任において適切に作成された教科書を用いて講義を行うこと。

五 講義の終了後に考査を行うこと。

六 考査は、設計に関する知識を習得したかどうかを判定できるものであること。

七 講師によつて構成される合議制の機関により、考査の問題の作成及び考査の結果の判定を行うこと。

八 考査において良好な成績を修め、講習を修了した者に対してのみ修了証明書を交付すること。

九 考査に関する不正行為その他の不正な受講を防止するための措置を講じること。

十 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項を公示すること。

十一 前号の公示をしようとする日の二週間前までに、その内容を記載した書面を国土交通大臣に提出すること。

(新設)

十二 講習を実施しようとする日の二週間前までに、当該講習に用いる教科書及び考査の問題の写しを国土交通大臣に提出すること。

十三 考査の結果を公表し、又は受講者に通知しようとする日の二週間前までに、考査の結果の判定の基準を記載した書面を国土交通大臣に提出すること。

十四 講習事務によつて知り得た秘密を保持すること。

(登録事項の変更の届出)

第十九条の七 登録講習機関は、第十九条の四第二項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは遅滞なく、同項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは変更しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更しようとする理由

(講習事務規程)

第十九条の八 登録講習機関は、次に掲げる事項を記載した講習事務に関する規程を定め、講習事務を開始しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 講習事務の時間及び休日に関する事項

二 講習事務を行う事務所及び講習の実施場所に関する事項

三 講習の受講の申込みに関する事項

四 講習の受講料の額及び収納の方法に関する事項

五 講習の日程、周知の方法その他の講習の実施の方法に関する事項

六 考査の問題の作成及び考査の結果の判定の方法に関する事項

(新設)

(新設)

<u>七 講習の不正受講者の処分に関する事項</u> <u>八 修了証明書の交付及び再交付に関する事項</u> <u>九 第十九条の十四第三項の帳簿その他の講習事務についての書類に関する事項</u> <u>十 講習事務に関する秘密の保持に関する事項</u> <u>十一 講習事務に関する公正の確保に関する事項</u> <u>十二 その他講習事務に関し必要な事項</u> <u>(講習事務の休廃止)</u> <u>第十九条の九 登録講習機関は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。</u> <u>一 休止し、又は廃止しようとする講習事務の範囲</u> <u>二 休止し、又は廃止しようとする年月日</u> <u>三 休止しようとする場合にあっては、その期間</u> <u>四 休止又は廃止の理由</u> <u>(財務諸表等の備付け及び閲覧等)</u> <u>第十九条の十 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録講習機関の事務所に備えて置かなければならない。</u> <u>2 講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払</u>	(新設) (新設)
--	-------------------------

わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録講習機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物（第十九条の十四において「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

（適合命令）

第十九条の十一 国土交通大臣は、登録講習機関が第十九条の四第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（新設）

<u>(改善命令)</u> <u>第十九条の十二 国土交通大臣は、登録講習機関が第十九条の六の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</u>	(新設)
<u>(登録の取消し等)</u> <u>第十九条の十三 国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</u> <u>一 第十九条の三第一号又は第三号に該当するに至ったとき。</u> <u>二 第十九条の七から第十九条の九まで、第十九条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。</u> <u>三 正当な理由がないのに第十九条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。</u> <u>四 前二条の規定による命令に違反したとき。</u> <u>五 第十九条の十五の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</u> <u>六 不正の手段により登録を受けたとき。</u>	(新設)
<u>(帳簿の記載等)</u> <u>第十九条の十四 登録講習機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。</u> <u>一 講習の実施年月日</u> <u>二 講習の実施場所</u> <u>三 講習を行つた講師の氏名並びに講習において担当した科目及びその時間</u>	(新設)

<u>四 受講者の氏名、生年月日及び住所</u> <u>五 講習を修了した者にあつては、前号に掲げる事項のほか、修了証明書の交付の年月日及び修了番号</u> <u>2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録講習機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。</u> <u>3 登録講習機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。</u> <u>4 登録講習機関は、次に掲げる書類を備え、講習を実施した日から二年間保存しなければならない。</u> <u>一 講習の受講申込書及び添付書類</u> <u>二 講習に用いた教科書</u> <u>三 終了した考査の問題及び答案用紙</u> <u>（報告の徴収）</u> <u>第十九条の十五 国土交通大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録講習機関に対し、講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。</u> <u>（公示）</u> <u>第十九条の十六 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。</u> <u>一 登録をしたとき又は第十九条の五第一項の登録の更新をしたとき。</u> <u>二 第十九条の七の規定による届出があつたとき。</u> <u>三 第十九条の九の規定による届出があつたとき。</u>	（新設） （新設）
---	-------------------------

四 第十九条の十三の規定により登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。

(軽微な変更)

第二十八条の四

イ～ロ (省略)

二 工事施行者の変更。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 (当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。) 又は 住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為 (当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び開発区域の面積が一ヘクタール以上のものを除く。) 以外の開発行為にあつては、工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更に限る。

(削除)

(軽微な変更)

第二十八条の四

イ～ロ (省略)

二 工事施行者の変更。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 _____ 又は _____ 住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為 (_____ 開発 _____ 区域の面積が一ヘクタール以上のものを除く。) 以外の開発行為にあつては、工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更に限る。

(開発行為に係る同意に関する協議)

第五十七条の四 法第七十五条の四第一項の規定による協議の申出をし

ようとする都道府県又は市町村は、協議書に当該申出に係る開発行為に関する次に掲げる書類を添えて、これらを法第二十九条第一項の許可の権限を有する者に提出するものとする。

- 一 施設整備予定者及び協定都市施設等の整備の実施時期に関する事項を記載した書類
- 二 法第三十条第一項各号に掲げる事項に相当する事項を記載した書類
- 三 法第三十条第二項の書面に相当する書面及び同項の図書に相当する図書

(開発行為に係る同意の基準)

(削除)	第五十七条の五 法第七十五条の四第一項の同意は、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定めるときは、これを行うことができない。 一 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為を行う場合 法第三十三条第一項各号（同条第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。次号において同じ。）のいずれかに該当しないとき 二 市街化調整区域内において開発行為を行う場合 法第三十三条第一項各号のいずれかに該当しないとき又は法第三十四条各号のいずれにも該当しないとき
------	--